



広報かさま お知らせ版

2020

回覧

問い合わせ方法：笠間市役所本所・支所

笠間・友部地区から Tel 0296 (77) 1101 または Tel 0296 (72) 1111

岩間地区から Tel 0299 (37) 6611

■お知らせ

- ①新型コロナウイルス関連情報
- ②除菌消臭液を配布しています
- ③「第39回 笠間の陶炎祭」は開催を中止します
- ④高齢者の悪質商法被害防止キャンペーンを実施中です
- ⑤あなたも里親になりませんか
- ⑥ひとりで悩まないで相談してください
- ⑦公共下水道管路布設工事に伴う交通規制を行います
- ⑧市有地を一般競争入札で売却します
- ⑨外国人のための無料弁護士相談会を開催します
- ⑩秋の農作業の安全対策を見直しましょう

- ⑪エコフロンティアかさま監視委員会を開催します
- ⑫いばらき若者サポートステーション就労支援を実施しています

■教養・文化・交流 他

- ⑬里山ウォーク
- ⑭イングリッシュ・スペース
- ⑮かさま志民オンライン講座
- ⑯第11回 オープン・アトリエ陶の里
- ⑰グリーンスローモビリティに乗って
オープン・アトリエ陶の里へ
- ⑱これからの公共施設について
第5回 -取組2 複合化-

① 新型コロナウイルス関連情報

<市内の発生状況（9月1日現在）>

発生確認 7例

笠間市長から市民の皆様へ

9月1日、新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者となっていた下水道課勤務の職員1名が、PCR検査の結果、陽性であることが確認されました。

今回の処置として、濃厚接触が疑われた段階で、感染拡大防止のため職員の執務スペースを含め、関係する事務室、トイレ、通路などの消毒をすでに実施いたしました。

なお、陽性が判明した職員と濃厚接触の疑いがあった職員はPCR検査の結果、全員が陰性と確認されております。

今後も保健所等の関係機関と連携し、市職員が罹患しないよう対策を講じるとともに、感染拡大防止など細心の注意を払い、市民の皆様の安全・安心を守る立場として、適切な対応に努めてまいります。

令和2年9月1日

笠間市長 山口 伸樹

② 除菌消臭液を配布しています

除菌消臭液(次亜塩素酸水)を平日、毎日配布しています。

お一人あたり4リットルを目安に配布(セルフ)しますので、きれいなペットボトルなど容器を持参してください。

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時

場所 市役所本所 1階 環境保全課前

問 環境保全課(内線125)

③ 「第39回 笠間の陶炎祭」は開催を中止します

10月8日(木)～12日(月)に開催を予定していた「第39回笠間の陶炎祭」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催を中止することとなりました。

何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

問 笠間焼協同組合 Tel 0296-73-0058



笠間の陶炎祭
公式サイト

④ 高齢者の悪質商法被害防止キャンペーンを実施中です

高齢者の消費生活相談は、依然として笠間市消費生活センターに寄せられる相談の半数以上を占めています。悪質商法の手口を知って被害に遭わないようにしましょう。

当センターでは、9月を「高齢者の被害防止キャンペーン月間」として啓発活動を実施しています。変だな、困ったなと思ったら一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。

	手口	対策
架空請求・不当請求	はがきで裁判になっている・携帯電話に未納料金が発生している・パソコン、スマホに請求画面が表示されている等々	身に覚えのない請求には応じず、無視をしてください。
訪問販売	「無料診断」「無料点検」誘い文句に注意	契約しても8日間以内であればクーリングオフが出来ます。
通信販売	テレビショッピング・ネット通販などお試しのつもりが定期購入になっていた健康食品・ダイエット食品	通信販売には、クーリングオフ制度はありません。契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。
電話勧誘	電話料金が安くなる、電気料金が安くなる等のしつこい勧誘。	今日だけ、今だけ、あなただけと言われても不要なものはきっぱりと断りましょう。

問 笠間市消費生活センター(地域交流センターともべ  内)

相談専用電話：0296-77-1313

相談受付時間：月～土曜日 午前9時～正午、午後1時～4時(日曜、第2・第4火曜は休館日)

消費者ホットライン：188(イヤヤ)

※お住いの近くにある消費生活センターにつながります。

⑤ あなたも里親になりませんか

児童養護施設「内原和敬寮」は、茨城県より里親制度等普及促進・リクルート事業を受託しています。

さまざまな事情により家庭で生活できない子どもたちが、安心して生活できるように、里親になってくださる方を広く募集しています。

問 児童養護施設 内原和敬寮(里親リクルーター担当) Tel 029-291-3770

メール satoriku@doujinkai.or.jp

⑥ ひとりで悩まないで相談してください

9月10日～16日は「自殺予防週間」です。

もしあなたが悩みを抱えていたら、もしあなたの周りに悩みのある人がいたら、ぜひ相談してください。

詳しくは、各窓口にお問い合わせください。

相談内容	相談窓口	問	相談時間など
死にたい気持ちを感じていたら 心に悩みを抱えていたら	茨城いのちの電話	水戸:029-350-1000 つくば:029-855-1000	毎日 24 時間
		フリーダイヤル 0120-783-556	毎月 10 日 午後 8 時～翌日 8 時
	いばらき こころの ホットライン	平日:029-244-0556	午前 9 時～正午
		土日:0120-236-556	午後 1 時～4 時 祝日、年末年始は休み
こころの悩みを抱えている方や その家族の相談	こころの 相談室	保健センター 0296-77-9145	毎月 1 回 事前申し込み必要
健康・育児に関する相談	健康相談	保健センター 0296-77-9145	事前申し込み必要
日常の悩みごとや 心配ごとの相談	心配ごと 相談所	笠間市 社会福祉協議会 本所:0296-77-0730 笠間支所:0296-73-0084 岩間支所:0299-45-7889	本所:第2・4水曜日 笠間支所:第2・4火曜日 岩間支所:第1・3木曜日 各日午後1時～4時 事前申し込み不要
生活困窮に関する相談	生活困窮者 自立相談 支援窓口	笠間市 社会福祉協議会 本所:0296-77-0730	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 事前申し込み不要
悪質な訪問販売や 架空請求、消費生活 に関するトラブル	消費生活 センター	笠間市 消費生活センター 0296-77-1313	月～土曜日 午前9時～正午、午後1時～4時 第2・4火曜日、日曜日、 祝日、年末年始は休み 事前申し込み不要
障がい者の虐待に関する相談	障害者 虐待防止 センター	社会福祉課(内線151) 0296-77-1101	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 事前申し込み不要
いじめなどの差別問題 や、家庭内の問題等、 人権に関する相談	特設無料 人権相談	社会福祉課(内線157) 0296-77-1101	毎月1回 事前申し込み不要

問 社会福祉課(内線155)

広報紙は笠間市ホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.kasama.lg.jp/>

⑦ 公共下水道管路布設工事に伴う交通規制を行います

公共下水道管を布設する工事に伴い、交通規制を行います。交通の際には、工事看板および交通誘導員の指示に従って通行してください。付近にお住まいの方、通行される方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

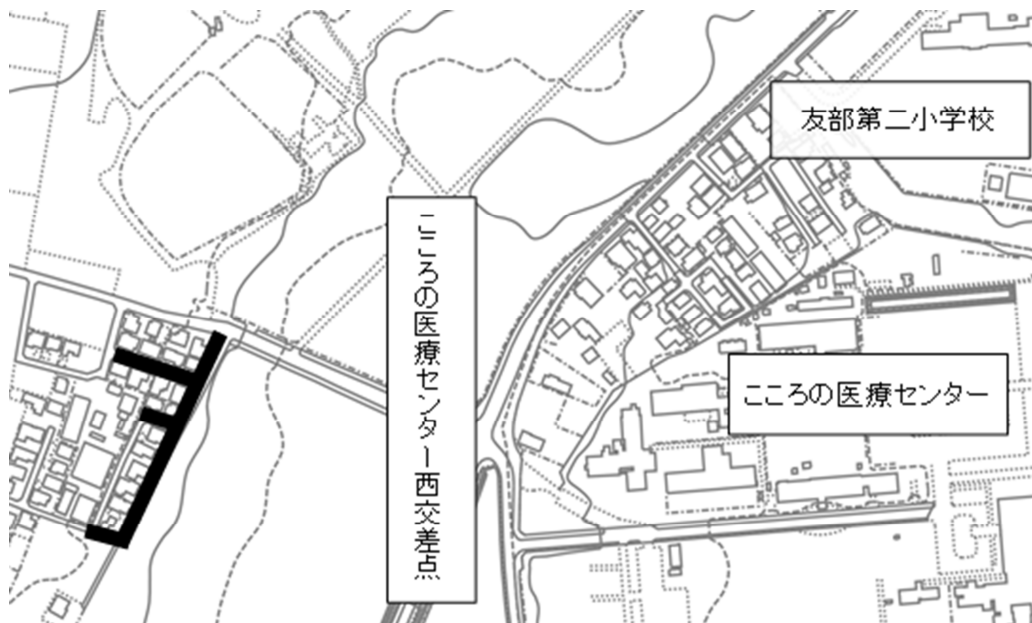
規制期間 9月下旬～令和3年2月下旬(予定)

規制区間 笠間市平町地内(こころの医療センター西交差点の西190mの地点より南に約180mの区間)

規制内容 全面通行止：午前8時30分～午後5時

※工事箇所および通行止め区間は順次移動します

施工業者 (株)セイワ



問 下水道課(内線 71140)

⑧ 市有地を一般競争入札で売却します

物件の土地調査の閲覧ができます。詳細はお問い合わせください。

物件番号	所在地	地目	面積	最低入札価格 (1㎡あたり単価)
1	笠間市稲田字大木田 1719-1	宅地	402.85 ㎡ ※121.8 坪	4,000,000 円 (9,929 円/㎡)

※物件は現状のまま落札者に売却します。

日時 9月25日(金)

場所 市役所本所 教育委員会室(笠間市中央3-2-1)

申込方法 窓口で直接お申し込みください。必要書類は窓口または市ホームページからダウンロードできます。

申込期限 9月17日(木)

申・問 資産経営課(内線 573)



⑨ 外国人のための無料弁護士相談会を開催します

県内に居住する外国人の抱える問題を解決するため、電話・オンライン方式による無料弁護士相談会を開催します。弁護士と通訳つきで話せます。秘密は厳守します。

日時 10月4日(日)、11日(日) 午前10時～午後3時(受付は午後2時30分まで)

相談内容 ビザ、仕事、結婚、税金、保険、生活全般について

対応言語 日本語、英語、中国語、タイ語、タガログ語、ポルトガル語、韓国語、スペイン語
インドネシア語、ベトナム語

対象 県内在住の外国人の方

相談方法 電話、ビデオ通話(LINE、Skype、Messenger に対応)でご相談ください。

※ビデオ通話で相談の方は事前にお問い合わせください。

申・問 (公財)茨城県国際交流協会外国人相談センター TEL 029-244-3811

メール iaa_consul@ia-ibarakai.or.jp

⑩ 秋の農作業の安全対策を見直しましょう

近年、農作業死亡事故は年間300件ほど発生し、中でも不十分な安全対策による転落・転倒事故が多い傾向にあります。秋の作業が行われる9月～10月を特に、全国で秋の農作業安全確認運動として日頃の安全対策を見直す期間としています。

農業者の皆さんは、安全対策を改めて充分に行ったうえで作業をするようお願いします。

＜特に注意していただきたいこと＞

- ・乗用型農業機械の作業中におけるシートベルトやヘルメット等の着用
- ・農業機械の日常的・定期的な点検や整備、正しい利用
- ・作業に適した服装、作業者の体調管理

問 農政課(内線528)

⑪ エコフロンティアかさま監視委員会を開催します

委員会は傍聴することができます。

日時 9月24日(木) 午後2時～

場所 エコフロンティアかさま 管理棟2階 多目的会議室(笠間市福田165-1)

内容 (1) 前回会議録の確認

(2) 監視活動および意見交換等

・施設モニタリング ・排ガスの維持管理 ・浸出水の放流

(3) 今後の監視活動計画(案)

申込方法 電話でお申し込みください。

申込期限 9月24日(木) 午前9時まで

申・問 環境保全課(内線127)

※コロナウイルス感染症の影響により、書面開催とする場合があります。

⑫ いばらき若者サポートステーション就労支援を実施しています

さまざまな理由で仕事に就くことが困難な若者のための就労相談を実施しています。「働きたいのに働けない」「誰に相談したらいいのかわからない」「就職活動のやり方を教えてほしい」などの相談に、キャリアコンサルタントが個別に応じます。

日時 月～土曜日(日曜、祝日は休み) 午前10時～午後5時

場所 いばらき若者サポートステーション ミオスビル1階(水戸市赤塚1-1)

対象 15～49歳で未就職の方およびその家族

参加費 無料

申込方法 事前に電話でご予約ください。

申・問 いばらき若者サポートステーション TEL 0120-717-557

⑬ 里山ウォーク

すがすがしい秋の空気を胸いっぱい吸いながら、自然豊かな里山歩きを楽しみませんか。
親子での参加もお待ちしております。

日時 10月3日(土) 午前9時～正午(予定) ※荒天中止

集合場所 ビオトープ天神の里駐車場(北山公園付近)

コース 天神の里駐車場→長畑池→北山公園(新池)→白鳥湖(弁天池)→飛龍神社→天神の里(天神池)→天神の里駐車場(全行程約8キロメートル、2時間30分程度)

案内 NPO法人ビオトープ天神の里を作る会

定員 30名(応募者多数の場合は抽選)

対象 小学生以上の方

参加費 無料

持ち物 マスク、飲み物、おやつ、雨具など(ハイキングができる服装でご参加ください。)

申込方法 電話またはいばらき電子申請届出サービスからお申し込みください。

申込期限 9月23日(水)

申・問 環境保全課(内線125)



いばらき電子申請サービス

⑭ イングリッシュ・スペース

英語を使ってみたい、外国のことについて聞いてみたい方は英語圏出身のネイティブスピーカーと英語で触れ合ってみませんか。英会話やゲームなどの活動で英語が苦手な方でも参加できます。お気軽にご参加ください。

日時 10月6日(火) 昼の部: 午後2時～2時50分、午後3時～3時50分

夜の部: 午後7時～7時50分

場所 地域交流センターともべ Tomoda 会議室(笠間市友部駅前1-10)

講師 国際交流員: アンドリュー・アイガルさん

英語指導助手: ソフィ・ピルグリムさん、ほか1名

対象 市内在住、または在勤で18歳以上の方

定員 各30名(先着順)

参加費 無料

申込方法 電話またはメールで参加希望時間、氏名、電話番号をお知らせください。

申込期限 10月5日(月)

申・問 市民活動課(内線133) メール katsudo@city.kasama.lg.jp

※マスクの着用をお願いします。入館の際は、「いばらきアマビエちゃん」への登録をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の状況により変更または中止になることがあります。随時、市ホームページに掲載します。

⑮ かさま志民オンライン講座

市立公民館では、動画サイト笠間チャンネルで「かさま志民オンライン講座」を配信しています。新たな講座を配信しましたので、ぜひご覧ください。

講座名	内容
夏を楽しむ冷茶と煎茶	ほっと一息付けるお茶の淹れ方を学びます。
笠間産のトマトを使ったパン&ひんやりデザート	夏野菜の定番、トマトをふんだんに使用した、お家で楽しめるパンとデザート作りを学びます。
エコでおしゃれにふろしき・ハンカチ活用術	スーパーやコンビニでのお買い物に便利でおしゃれなふろしきとハンカチの活用法を学びます。

問 笠間公民館 Tel 0296-72-2100



笠間チャンネル

⑥ ページ

「犬のフン」は飼い主が持ち帰りましょう。

2020-0903

⑩ 第11回 オープン・アトリエ陶の里

今年はコロナウィルス感染症拡大防止のため、茨城県内の方に限定して開催します。
ご協力をお願いします。

日時 9月19日(土)～22日(火・祝) 午前10時～午後4時

場所 笠間市陶の里5工房 (笠間市手越地区)

参加工房 風の窯、八十島窯、Keicondo、大野陶房、樹窯(甘味茶屋)

※9月19日(土)に予定されていたフルートコンサートは中止とします。

問 風の窯 Tel 0296-72-5785

⑪ 「グリーンスローモビリティ」に乗ってオープン・アトリエ陶の里へ

第11回 オープン・アトリエ陶の里の開催期間中にグリーンスローモビリティの運行実験を実施します。

グリーンスローモビリティとは、時速20km未満で公道を走ることが可能な小型電気自動車です。車の交通量が比較的少ない道路を走りますが、低速運転にご理解とご協力をお願いします。

「おもしろそうだから乗ってみよう」「お出かけついでにゆっくり地域を眺めてみよう」という方はぜひ、ご利用ください。

日時 9月19日(土)～22日(火・祝)

運行案内・時刻表

○笠間芸術の森公園～樹窯、大野陶房

乗り場	①	②	③	④	⑤	⑥
笠間芸術の森公園・工芸の丘前	9:30	10:30	11:30	13:30	14:30	15:30
風の窯、八十島窯	9:45	10:45	11:45	13:45	14:45	15:45
Keicondo	9:50	10:50	11:50	13:50	14:50	15:50
大野陶房、樹窯	9:55	10:55	11:55	13:55	14:55	15:55

○樹窯、大野陶房～笠間芸術の森公園

乗り場	①	②	③	④	⑤	⑥
樹窯、大野陶房	10:05	11:05	12:05	14:05	15:05	16:05
Keicondo	10:10	11:10	12:10	14:10	15:10	16:10
八十島窯、風の窯	10:15	11:15	12:15	14:15	15:15	16:15
笠間芸術の森公園・工芸の丘前	10:30	11:30	12:30	14:30	15:30	16:30

対象 県内在住の方

利用料 無料

定員 1台当たり4名が目安

※荒天時は、予告なく運休となる場合があります。

※降車の際はアンケートにご協力ください。

問 企画政策課(内線557)

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

厚生労働省 Tel 0120-565653 9時～21時(土日・祝日も実施)

茨城県庁内 Tel 029-301-3200 8時30分～22時(土日・祝日も実施)

中央(旧水戸)保健所 Tel 029-241-0100 9時～17時(平日のみ)

⑱ これからの公共施設について 第5回 -取組2 複合化-

今回は、施設の複合化について紹介します。

これまで市は、事業目的に応じて単体で建物を使用してきました。複合化とは、目的が異なる各施設をひとつの建物にまとめることをいいます。

平成20年10月に岩間支所と図書館、公民館、子育て支援センター等を集約して複合施設「市民センターいわま」が誕生しました。

このように施設を複合化することで効率性や利便性が向上し、利用者相互の交流の促進にも繋がります。また、運営面においても玄関やトイレ等の共有スペースの縮減を図り、電気代、水道代等の維持費(ランニングコスト)を抑え、スマートな管理が実現できるようになりました。

○適正配置の方針は、機能(ソフト)と建物(ハード)に分けて分類整理します。施設の複合化は、機能(ソフト)面において有効かつ柔軟な手法の一つと考えられます。

【機能(ソフト)】

継続	当面は、現在の機能をそのまま継続する。
改善	現在の運営方法を改善する。(指定管理者制度導入、維持管理・運営コスト見直し等)
複合化	異なる種類の機能を一つの施設に集約する。
統合	同じ種類の機能を一つの施設に集約する。
広域化	近隣自治体との相互利用や共同設置・運営等を行う。
移管	地域や民間事業者等へ維持管理・運営を移管する。
廃止	現在の機能を廃止する。

【建物(ハード)】

現状維持(予防保全)	建物を計画的に維持管理し、大規模改修を実施する。
現状維持(事後保全)	当面は、現在の建物をそのまま維持する。(大規模改修は実施しない。)
建替え	建物の建替えを実施する。(既に建替えの予定・計画がある場合と、目標使用年数で建替える場合。)
増築・減築	建物の増築・減築を実施する。
転用	建物を他の用途に転用して活用する。
除却・売却・貸付・譲渡等	建物の除却や売却、貸付、譲渡等を行う。

○統合や廃止の推進方法

- ・機能と総量の最適化に向け、品質・供給・財務の3つの視点で基礎的な評価を実施します。
- ・使用目的が同じような施設の整理や今後の人口動向・将来的な需要などを勘案したうえで、各施設の今後のあり方を検討します。

今回は、施設の公民連携について紹介します。

問 資産経営課(内線 573)

